

当院は九州厚生局の施設基準に基づき以下の加算を届け出ております。

【時間外加算 2 について】

当院は、慢性疾患や在宅での訪問診療をされている患者様から、緊急病変時に直接または間接的に電話による問い合わせがあった場合、標榜時間外の夜間数時間に原則として対応できる体制をとっております。また他の医療機関との連携または救急搬送の対応が可能な診療所であるために再診の方に 3 点が加算されます。

【明細書発行体制等加算について】

再診時に個別の費用の計算を項目ごとに記載した明細書の発行を行うため 1 点が加算されます。

不要の申し出があっても療養担当規則により診療報酬点数の算定項目がわかる明細書を交付しなければならぬため算定されます。

【夜間・早朝等加算について】

平日 18 時以降および土曜日 12 時以降に受付をされた方は 50 点が加算されます。

【機能強化加算について】

初診時にかかりつけ医機能を有する医療機関において専門的な医療機関の治療が必要かどうかの判断など「より質の高い診療機能」への評価で 80 点が加算されます。

【地域包括診療加算について】

再診時かかりつけ医として脂質異常症・高血圧症・糖尿病・慢性心不全・慢性腎臓病又は認知症のうち 2 つ以上の疾患がある方において次の様な診療を行うことにより 18 点が加算されます。

* 生活習慣病や認知症に対する治療や管理 * 他の医療機関で処方されるお薬を含め、服薬状況等をふまえた薬の管理 * 予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関する相談に応じ、必要な場合には専門医療機関を紹介 * 介護保険の利用に関する相談 * 体調不良時等、患者様からの電話による問い合わせに対応。

【外来感染対策向上加算について】

平時から感染防止対策の実施や、地域の医療機関が連携して実施する感染対策への参画を行う体制をとっているための加算です。月に1回6点が加算されます。

【連携強化加算】

外来感染対策向上加算に係る届出を行っている医療機関が、感染対策向上加算1に係る届出を行っている医療機関に対し、定期的に院内の感染症発生状況について報告を行う体制をとっているための加算です。月に1回3点が加算されます。

「かかりつけ医とは」(定義)

なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知していて、必要な時は専門医・専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師

「かかりつけ医機能とは」(日本医師会「医療提供体制のあり方」より)

* 患者の生活背景を把握し、適切な診療及び健康指導を行い、自己の専門性を超える場合には地域の医師、医療機関と協力し解決策を提供する。

* 診療時間外も地域の医師、医療機関と協力し対応できる体制を構築する。

* 地域住民と信頼関係を構築し健康相談、健診、がん検診等地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加し、保健、介護、福祉関係者との連携を行う。また地域の高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療を推進する。

* 患者や家族に対して、医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行う。

当院はふくおか医療情報ネットに登録しております。

令和6年1月1日